

山梨県議会基本条例 素案 に対する県民意見について

意見の提出者数及び意見件数

(人、件)

区分	人数	意見件数
郵送		
FAX	1	3
電子メール	8	39
その他	2	48
計	11	90

意見の反映状況

(件)

修正加筆等 意見反映	記述済み	反映困難	その他	計
14	21	10	45	90

「その他」の欄は、素案以外の意見や単に賛成又は反対のみの意見等

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
1	全般	全体的に「努めるものとする」が多すぎる。努めるだけでは効果が出ない	1	（その他） 法令上一般的に、努力義務を表す文言として「努める」が使われており、適切と考えております。
2		<p>山梨県議会や委員会を傍聴しまして思うことは、議員の皆さんは誰のためのなんのための議会運営かがはっきりわかっているのかという疑問がわいています。</p> <p>県民に選ばれて県政を行っていることをもう一度真摯に受け止めてほしいものです。県民の暮らしの大変さをしっかりと把握し海外旅行と称して公費を使うことは許されないのです。</p> <p>ですので初めに、山梨県政を憲法に沿い、「県民の暮らし向上安定のために 議会政民主主義を守り 県政をすすめます」が入るべきと思います。</p> <p>先にも述べましたが、議員とは選ばれて仕事をする。それが政治をすることなのです。自分のやりたいことをするのではないわけです。</p> <p>山梨県の子どもたちの何人かが朝ビスケット一枚で朝食となっていたり、胸ぐらをつかまれての小学校の生活だったりしています。又非正規労働で結婚も恋愛もする時間も金もない30代40代の人が多いこと。夢も希望抱けないそんな時代になっています。</p> <p>国のいいなりになっているのではなく県として県民の声を組み上げ政治すること技求められています。</p> <p>条例検討を政治姿勢を正す機会としてください。</p>	1	（その他） 議会基本条例制定に当たってのお考えをお示されたものと受け止めさせていただきます。この条例制定を機に、住民代表機関としての議会機能の充実強化と住民福祉の向上等に更に邁進して参ります。
3	前文	<p>前文の修正を希望。</p> <p>議会は二代表制の下、政策過程全般に関わり、地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行権に対する監視評価や政策提言を行う合議体の機関としての責務を担っている。地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、住民代表機関としての議会は、その使命を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められている。</p> <p>また本県議会は、地方自治の本旨に基づき、住民意思を行政に的確に反映させる認識にたつて、県民生活の向上を目指し、知事等と緊張ある関係を保ちつつ、政策条例の制定や政策提言などに取り組んでいる。</p> <p>県議会は、更なる県民生活の向上に貢献すべく、議員間討議や情報公開、意見交換会などの県民に開かれた議会活動と議会改革を推進し、県民と共に歩む議会運営を実施することを念頭に置き、ここに本条例を制定する。</p>	1	（その他） 前文については、様々なご意見があるかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
4		<p>「知事等と緊張ある関係」 表現として後段にもあるように「監視機能など」とははっきりと示す方が良い。</p>	1	<p>（その他） 前文については、様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。</p>
5		<p>下線部の追加を希望。 しかし、その一方で、県民の理解や期待に十分にできていないのではないかと、との厳しい指摘もあることを踏まえ、現状を真摯に受け止め反省し、議会の果たすべき役割を明確にするとともに、より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革への決意を広く県民に示すため、ここに、本条例を制定する。</p>	1	<p>（その他） 前文については、様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。</p>
6		<p>議会基本条例は、議会の基本理念、議員の責務と行動原理等を定めるといふ、高い次元のものであり、この意味で、昨年2月の流会に対する反省を直接に述べる必要はないと考えます。 しかし、この流会に象徴されるように、当時の山梨県議会及び議員が二元代表制の一翼を担うべき存在としての自覚に欠け、県民の負託に十分にこたえられなかったのは事実であり、このことに対する猛省が行間から感じ取れるものでなければならぬと考えます。 「しかし、その一方で、...ここに、本条例を制定する。」からは、自戒の姿勢は読み取れません。自らを厳しく律する姿勢を明確にするために、他のどの議会基本条例にもない厳しい表現に練り直すことが必要と考えます。</p>	1	<p>（その他） 前文については、様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。</p>
7		<p>「県議会流会の反省の上に立ち決意を新たに」の文言を入れるべきである。 素案の前に出された委員長案には、前文に「県民に開かれた議会」の文言が入っていたが、これを入れるべきである。</p>	1	<p>（その他） 前文については、様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。</p>
8		<p>基本条例は、すでに全国30道府県で制定されており、現在山梨と富山で検討中です。山梨県は遅れていたと言わざるを得ません。山梨県における基本条例設定の検討を加速させた発端は、昨年2月議会の流会に対する県民の批判の噴出だったと認識しています。鈴木幹夫新議長の県政報告を読ませていただきました。本条例制定への並々ならぬ決意が伝わってきます。 それならば、前文でそのことにふれるべきではないかと思えます。「改革への決意」をいっそう際立たせることになり、県民の理解と信頼が深まるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>（その他） 前文については、様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
		<p>本文に「反省文」はなじまないという意見もあります。しかし、そのことを入れてこそ、条例が生きたものとして輝くのではないのでしょうか。</p> <p>大切な教訓だからと思うからこそその意見です。ぜひお願いします。</p> <p>・「これまで・・・取り組んできた」という文章には、潔さが感じられません。きっぱりと、あるべき姿を述べるほうが、議会改革の決意の本気度が伝わることを考えます。</p> <p>・また議会改革が、県民福祉の向上の推進につながってこそ議会の真の役割が発揮されることを考えます。地方自治法の本旨でもあり、このことにあらためて触れていただきたいと思います。</p> <p>最後の文節を「県民に開かれた議会活動の推進とたゆみない改革を通して県民福祉の向上を推進する決意を広く県民に示すため」としていただきたい。</p> <p>なお「より開かれた」では、対象があいまいです。議会改革の心意気を示すには、やはり「県民に開かれた」でしょう。</p> <p>・前文全体として、今一度見直していただき、成熟したこなれたわかりやすい文章にしていきたいと思います。</p>		
9	前文、第1条、第2条、第3条	<p>前文、第1条～第3条を読んで、議会基本条例を制定する理由や改革に向かったの信念が伝わってこない。近年の地方分権改革の流れは、「行政の一部としての議会」から「住民代表機関としての議会」への改革であり、本県議会は住民代表としての位置づけと自覚に欠け、この流れに乗り遅れている。昨年の議会会派の勢力争いに端を発した議会流会事件はその象徴的事件であった。議会改革の肝は本県議会を住民代表機関に改革することに置かなければならない。前文、第1条～第3条で、議会のありかたを地域住民、地域コミュニティとの関係を基軸として位置づけ、再構成することが求められる。議会は議事機関としての地位の確立・首長との抑制的均衡関係の構築を重視しているが、より根本的に大切なことは、住民のための議会、住民に開かれ、住民参加を基本とする議会への改革である。</p>	1	<p>(その他)</p> <p>議会改革に関するご意見と受け止め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
10	前文、第18条	<p>議会流会という歴史的汚点を文言として入れるべし。反省する対象物を入れてこそ議会は再生の道に向かう。政務活動費の一層の透明化と説明責任について条文に入れるべし。海外視察が観光旅行化しているから。</p>	1	<p>(その他)</p> <p>前文については、様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定に当たって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何とぞご理解をお願いいたします。</p> <p>また、政務活動費については、「山梨県政務活動費の交付に関する条例」に基づくものであり、必要に応じ別途検討すべきものと考えております</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
11	第1条 目的	「目的」の修正を希望。 この条例は、山梨県民の豊かな暮らしのため、県政のさらなる発展に県民の声を山梨県議会（以下、議会）に反映すべく制定するものである。県民に開かれた議会運営をはじめ、県民と議会との関係、議員の責務・役割、議会と知事等との関係を規定している。これらの規定による公正かつ透明性ある県政のもと、県民の暮らしの向上に繋げ、最良の意思決定を導くことを目的とする。	1	（記述済み） 第1条（目的）及び第2条（基本理念）において、同趣旨の内容を記述しております。
12	第1条、 第2条	知事の反問権を定めてほしい。 ・第1条（目的）知事その他の執行機関と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより... ・第2条（基本理念）議会は二元代表制の下... 「基本的事項」「二元代表制の下」なのに知事の反問権が条例素案にないのが理解できない。 一番大切な基本的事項だと思います。自由闊達な議論しあえる場所が議会です。知事の反問権を条例に定めて下さい。	1	（反映困難） 反問権を規定することについては、現時点では議会内での意見集約が困難であるため、今後の検討課題とさせていただきます。
13	第1条、 第11条、 第13条	「負託」ではなく、「信託」に換えてほしい。 ・第1条の内で「県民の負託に的確に応え...」 ・第11条の内で「その負託と信頼に応えるため...」 ・第13条の内で「県民の負託を受けた...」 日本国憲法 前文に書いてある言葉「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって...」 信託の意味基本は信用してまかせることです。信用出来ない事をしたらまかせられないのが基本なんです。県民の信用があってはじめて県政が運営できるんです。負託と書かれては、一方的にまかせることになり、信用という大切な政治原理がなくなります。 負託ではなく信託に書き換えて下さい。	1	（その他） 「信託」という用語は、法令上は一般的に、財産の管理又は処分に関する行為に使用されています。 一方、「負託」については、「責任を持たせて任せろ」という意味で広く使われており、法律にも「国民から負託された～」という用例があることから、条例で使用する用語としては、より適切なものであると考えております。
14	第2条 基本理念	「基本理念」の修正を希望。 この条例は、豊かな暮らしを創り出すため、県民と議会が共に歩むことを基本理念とする。具体的には、県民の意思の調整と反映、そして県民との政策過程にわたって図るべく、県政の課題や政策過程などを盛り込んだ情報の積極的公開や県民参加による条例の検討・検証、意見交換や議会報告会等の開催を行うものとする。 2 また議会においては、県民の代表者と住民自治の根幹という自覚をもとに、会派を超えた議員間討議、知事等との政策競争などを行い、二元代表制の議決機関を担う立場として県民・知事等と協力関係を築き、活発な議論を行う。	1	（その他） 第2条は、あくまでも基本理念を定めたものであり、内容的には妥当なものであると考えております。 また、具体的な事項については、第3条以降において規定しているところであります。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
15		「議会改革に取り組む」姿勢を明確に書き込みたい。	1	（記述済み） 本条例案では、第29条第1項において、「議会は、基本理念に基づき、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に継続的に取り組むものとする。」と規定し、議会改革に取り組む姿勢を明確にしているところであります。
16		下線部の追加を希望。 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意思決定を担う議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、広く県政全般の課題を把握し、また、多様な県民の意思の調整を図り、県政に迅速かつ適切に反映させる、地方自治の使命確立に取り組むものとする。	1	（記述済み） 「適切に」という文言には、「適切な時期に（迅速に）」という意味を含んでいると考えております。
17	第3条 議会の役割	下線部の修正を希望。 (1) 議決機関として、県の意思決定を担い、 <u>議決責任を負う</u> (2) 知事等の事務の執行ならび事後についての監視及び評価を行う (5) 議会において明らかとなった県政の課題及び審議、審査結果等の情報公開、議会報告会の実施し、説明責任を果たす	1	（その他） 第3条は、議会の「役割」に関する規定のため、「責任」に関する記述はしておりません。 また、「監視及び評価」にも事後のものも含まれるため、あえて「事後」という文言を加える必要はないと考えております。
18		下線部の追加を希望。 (4) 意見書、決議等による国等に対する意見表明と共に、 <u>より良い地方自治体運営のため、国の意見を速やかに反映させる。</u>	1	（反映困難） 地方公共団体の自主性及び自立性の確保の観点から、「国の意見を速やかに反映させる」ことを地方議会の役割として規定することは困難と考えております。
19		議会の役割は、(1)～(5)だけではないと考えます。「(6) 円滑で的確な議会（本会議および委員会）の運営」を加えるべきと考えます。 また、(1)～(6)のすべてについて、説明責任が伴うものと考えます。したがって「次に掲げる役割を担うものとする。」は、「次に掲げる役割を担うものとし、それぞれについて、県民への説明責任を負うものとする。」とするのがよいと考えます。 これにより、昨年2月の流会のような事態に至った場合、説明責任は免れないこととなります。議会基本条例制定に至った経緯を考慮すれば、この程度の決意表明は必要と考えます。	1	（記述済み） 「円滑で的確な議会の運営」については、第5条第1項において「会議等の議事を公正、円滑かつ効率的に行う」と記述しております。 また、「県民への説明責任」については、第3条第1項(5)において、「議会活動で明らかになった県政の課題及び審議、審査結果等の県民への説明」を議会の役割として明記しております。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
20	第4条 議長及び副議長の責務	<p>下線部の修正を希望。 議長及び副議長は、議会の代表として、他の議員と討議した案件の議決と、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たす。 3 議長及び副議長は、議会事務局と協力し、綿密な議会運営に務めるものとする。また不測の事態が生じたときは、速やかに議会運営委員会等と協議する等必要な措置を講ずる。</p> <p>第3項の次に次の1項を加える。 4 議長・副議長の任期は原則として議員の任期とする。</p> <p>下線部の修正を希望。（素案第5条第4項） 5 議長及び副議長の選挙にあたっては立候補制とし、立候補する議員は所信表明を行う。</p>	3	<p>（その他） 第4条は、議長及び副議長の責務を規定したものであり、同趣旨の内容を含んでいるものと考えております。</p> <p>（その他） 議長及び副議長の任期については、地方自治法に規定されていることから、議会基本条例で改めて規定する必要はないと考えております。</p> <p>（反映困難） 議会において行う選挙については規定している地方自治法第118条において、公職選挙法の立候補に関する規定が準用されていないことから、議長及び副議長の選挙に立候補制を導入することは困難であると考えております。</p>
21	第5条 議会の運営原則	<p>第1項の次に次の1項を加える。 2 分かりやすい言葉、表現を用いた発言、または資料等における解説などの工夫による議会運営を行う。</p> <p>下線部の修正を希望。（素案第2項） 3 議会は、言論の府として議員の発言を尊重し、かつ、議員間討議により活発な議論と議決を行う。</p>	2	<p>（その他） 条例には規定しませんが、いただいたご意見も参考にしながら、議会として、県民にわかりやすい議会運営に努めて参りたいと考えております。</p> <p>（記述済み） 「議員相互の活発な議論喚起」と同趣旨の内容と考えております。</p>
22		<p>「県民に開かれた透明性の高い運営」の部分は、具体的に「公開など」の文言を入れて明確にする。</p> <p>第4項 議長及び副議長の選出については、「委員会委員長」を含めて、選出経過を明らかにする、と入れたい。</p>	2	<p>（記述済み） 「県民に開かれた透明性の高い運営」には、「公開」という意味合いも含まれております。なお、「会議等の公開等」については、第21条においても規定しております。</p> <p>（その他） 議長、副議長の選出については、第5条第4項において規定しております。なお、委員長については、「山梨県議会委員会条例」に基づき互選されております。</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
23		第4項の次に次の1項を加える。 5 議会は、活性化及び県民にとってわかりやすい議会進行のためにも、反問権を導入する。	1	（反映困難） 反問権を規定することについては、現時点では議会内での意見集約が困難であるため、今後の検討課題とさせていただきます。
24		山梨県においては、議長のいわゆる「たらいまわし」が、長い間大きな問題となってきました。昨年2月の流会も、議長の交代騒ぎが引き金になっています。 地方自治法第103条では議長、副議長の任期を「議員の任期による」としています。よって、病気や法に触れる行為以外の「一身上の理由による」は認められないのではないのでしょうか。103条2項に「議会の許可を得て辞職することができる。」とあり、「たらいまわし」の根拠はこれによるものと思われませんが、あまりにも議会の品位を自ら貶めているのではと考えます。 したがって、第5条に以下を追加するよう提案します。 5 議長・副議長の任期は格段の理由がない限り議員の任期とする。	1	（その他） 議長及び副議長の任期については、地方自治法に規定されていることから、議会基本条例で改めて規定する必要はないと考えております。
25	第6条 定例会の会期	下線部の修正を希望。 議会は、定例会の回数は4回とし、十分な審議日程を確保できるよう定める。	1	（その他） 定例会の回数については、「山梨県議会の定例会の回数を定める条例」において、年4回と定められております。
26	第7条 緊急事態等への対応	新たに「議会の災害対応」として章を立て、次の3条を加える。 第 条災害時の体制の整備 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、知事等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図る。 第 条災害時の議会の役割 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、県民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組む。 2 議長は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置する。 3 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、状況を調査し、県民の意見、要望等を的確に把握するとともに、知事又は国等に対し、提案、提言、要望等を行う。	1	（その他） 緊急事態等への対応については、本条例制定後に具体的な内容を検討して参ります。 ご提案いただいた内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
		<p>第 条災害時の議員の役割 議員は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、議長及び議会事務局へ自らの安否及び所在を連絡する。 2 議員は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努める。 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集を行い、議長に報告する。</p>		
27		<p>全国47都道府県の中で、議会基本条例が制定済みの30議会中（2015年9月18日現在）、表1のとおり、条例中に何らかの災害対応規定（この点、各議会により「（大規模な）災害等」や「緊急事態」等表現が異なるが、以下統一して「災害」という）を設けているのは、わずか5議会であった（2016年2月1日現在）。それら5議会は、大まかに分類すると、山梨県議会が示している案のように、1条分を災害対応として規定するパターンと、複数の条文の中で議会ないし議員の役割として災害対応を規定するパターンの2パターンに分けられる。</p> <p>そもそも、何故このように議会基本条例の中に災害対応規定を設けている議会が少ないのか。その一番の原因は、自治体全体の災害対応の根幹となる災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）で規定されている構造が、基礎的自治体としての市区町村が第一義的な対応をとることとしている点にあるものと考えられる。それは議会においても見て取れ、既に複数の市区町村議会では、議会基本条例に同様の規定が設けられており、例えば、山梨県内では、市川三郷町議会がその一例として挙げられる。そのように、法的に求められる対応が異なるため、必然的に市区町村と都道府県とでその対応に差が見られる中、広域的自治体としての都道府県議会において、災害対応を想定しておく意味がどの程度あるのかという疑問が生じる。</p> <p>しかし、災害対策基本法では、その第40条で都道府県について、第42条で市区町村について、それぞれ地域防災計画の策定及び修正を義務付けている。この点、確かに同法と同様、地域防災計画に「議会」という文言自体が見られないことは有名な話であるが、その第42条では、市区町村が地域防災計画を策定する際には、上位計画となる都道府県が策定する地域防災計画に抵触してはならない旨規定されており、この点、都道府県の地域防災計画が有する意味は、市区町村のものとは違い、全県的な観点が求められているのもまた事実である。</p>	1	<p>（その他） 緊急事態等への対応については、本条例制定後に具体的な内容を検討して参ります。 ご提案いただいた内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
	<p>また、都道府県ではあまり取り入れられていない考え方であるが、過去の大規模災害の被災地で特に見られる事例として、執行機関側が作成する地域防災計画を、議会の議決事件の対象とする条例を制定している自治体も複数存在する。この点、例えば東日本大震災の被災地である宮城県議会では、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号）第10条に基づき作成することができる復興計画について、宮城県行政に係る基本的な計画を議決事件として定める条例（平成15年2月21日条例第1号）により、総合計画等を議決事件とし、その「等」に同計画を含めており、また、岩手県議会では、特段条例等に定めてはいないが、議会の議決事件として扱っている。</p> <p>同様に、市区町村議会で多く見られる事例であるが、議会基本条例においては概括的な規定のみを設け、具体的な対応に関する規定は別に定めている事例も注目される。この点、都道府県議会においても、管見するところだけでも12議会で具体的な対応等に関する規定（一部明文化されていないものも含む）を定めている。それは市区町村議会のそれと同様に、議会独自の会議体の設置を規定している議会もあれば、議会及び議員の活動に関して規定している議会もあり、また、要綱や規程といった形で定めている議会もあれば、マニュアルやハンドブックといった形や申し合わせとして特に明文化せず定めている議会もある。</p> <p>例えば、先に触れた市川三郷町議会では、議会基本条例で概括的な規定を設け、別途要綱で具体的な対応を規定している。そこでは、議会独自の会議体を設けるのか否かは別問題として、災害時における議会独自の対応を規定しておくことに意義があるものと考えられる。その意味では、山梨県議会の議会基本条例においても、具体的な対応を別途定める旨規定しておき、議会から知事に対する過去の政策提言も受け、2007年に行った大規模災害発生時の対応に関する申し合わせについて、2016年11月、各会派代表者会議において改定し、大規模災害発生時には、正副議長と議会運営委員、常任委員会正副委員長で構成する災害対策連絡会議の設置等について定めている。</p> <p>しかし、それらはいくまでも議会内の議員間でのルールとしての申し合わせであり、大規模災害発生時に議会及び議員の活動に対する公務性の担保という観点からは弱いものと考えられる。よって、可能であればそれを議長決裁としての明文による要綱として定めておき、県民に対し示しておくことが望まれる。</p>		

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
	<p>なお、同条中に「迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うなど」と具体的な活動の事例が挙げられているが、そうした活動はあくまで首長を始めとした執行機関側の対応として馴染むものであり、議会及び議員がその規定に基づいて各自が勝手に対応することこそ避けるべきとする本条文が設けられている前提を考えると、それを担保したその後の「議会の役割を踏まえた必要な対応に留める」とする規定とも矛盾する恐れがあるものとする。</p> <p>また、災害時には、首長による専決処分に代表されるように、首長を始めとした執行機関側に多くの権限が集中し、ある意味で議会は“邪魔者”として扱われかねない。そうではなく、県全体の地域防災の根幹となっている地域防災計画を議決事件化することにより、執行機関側の政策サイクルの“一部”となるのではなく、議会独自の政策サイクルを形成することにより、オール自治体としての対応が可能となるものとする。</p> <p>そこで、具体的な議決事件に関する条例の制定は別途定めることになるとしても、その根拠となる規定を議会基本条例の中で設けておくことが求められる。これは単に執行機関側の業務を増やすという見方や、ましてや議会及び議員の業務を増やすという見方からではなく、先の流会から学ぶ教訓として、議決することの重要性が考えられるからであり、それを議会基本条例において明確に示すことにも繋がるものとする。これらまさに“たかが1条”の規定をめぐる議論であるが、“されど1条”の議論であるものとする。</p> <p>以上、要望箇所をまとめると以下のとおりである。</p> <p>1 第7条中の、「迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うなど、」の箇所を削除し、末尾に、「なお、具体的な対応については別に定めるものとする」旨の尚書を設けること。</p> <p>2 いずれかの条文中ないし新設条文として、議会の議決事件に関して根幹となる規定を設けること。既に第3条中にその一部が読み取れるが、これでは弱いものとする。</p> <p>なお、今後具体的な災害対応を検討していくにあたり、事務局のあり方について、地域防災計画との整合性の確保が求められることに注意を要する（表2参照）。また、宮城県議会が作成した『宮城県議会震災記念誌～東日本大震災発災から3年間の宮城県議会のあゆみ～』（2015年3月）は、議会改革推進会議が議長から諮問を受ける形で、事務局職員も含め議会が一丸となって作成した168頁にも及ぶ大作であり、ホームページからダウンロードすることもでき、一読の価値があるものと思われる。</p>		

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
28	第8条 委員会	<p>下線部の修正を希望。 委員会は、県政の課題を的確に把握し、委員間における討議等を通じた委員会の専門性と特性を生かす運営を行う。 2 常任委員会は、本会議から任された議案に関する質疑や討論、採決を行うとともに、知事等の所管事項に関する質疑、請願の審査等、また議案提出を行う。 3 常任委員会は、必要な調査・審査のため、本会議が閉会中であっても継続審査の効果的な活用等により、県政の課題に対応して、迅速に開催する。</p> <p>第4項の次に次の1項を加える。 5 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 (1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則 (3) 委員会・条例等に関する事項 (4) 議長の諮問に関する事項</p> <p>下線部の修正を希望。（素案第5項） 6 前4項に定めるものの他、委員会の設置及び運営については、<u>山梨県議会委員会条例（昭和31年山梨県条例第48号）</u>の定めるところによる。</p>	3	<p>（記述済み） 「委員間における討議等」については、第5条第2項に規定している「議員相互の活発な議論喚起」と同趣旨の内容と考えております。 他の部分でご指摘の文言と表現については、一般的に広く使われているものであり、適切なものと考えております。</p> <p>（その他） 議会運営委員会については、「山梨県議会議会運営委員会規約」に規定しております。</p> <p>（記述済み） 法令の規定上、一般的には「別に定める」等の表現が広く使われているため、適切なものと考えております。</p>
29		<p>委員会は原則として公開する souhaiteい。</p>	1	<p>（その他） 原則公開としております。</p>
30	第9条 他の都道府 県議会並び に市町村議 会との連携	<p>交流および連携はゴールであり、そのゴールのために具体的に何をすべきか、を述べなければいけない部分だと考えます。具体的には「調査研究」ではないかと考えます。三重県議会基本条例では、第23条で次のように謳っています。 「議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。」 また、ほかの都道府県議会と市町村議会とを別記していますが、その必要はないのではないかと考えます。「他の自治体の議会」という表現で十分だと考えます。</p>	1	<p>（修正加筆等意見反映） いただきましたご意見のとおり、第1項と第2項をまとめ、「他の地方議会」とし、条文の修正を行って参ります。</p>
31	第10条 専門的知見 の活用等	<p>下線部の修正を希望。 議会は、議案の審査および県の事務に関する調査、議会の機能の向上を効果的に行うため、必要に応じて、議決により、専門的事項に係る調査の委託を活用するとともに、学識経験を有する者等で構成する調査のための組織を置くことを可能とする。</p>	2	<p>（修正加筆等意見反映） 「議案の審査又は県の事務」を「議案の審査及び県の事務」に修正いたします。 他の部分については、同趣旨の内容を記述しております。</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
		第1項の次に次の1項を加える。 2 議案の審査または県の事務に関する調査および条例、政策過程、知事等に対する監視評価において、県民の意見を諮問する他、障がい者や青少年等の条例の対象となる当事者の意見も諮問する。		(記述済み) 第19条(県民参加の推進)において、同趣旨の内容を記述しております。
32	第11条 議員の責務 第12条 議員の役割	下線部の修正を希望。 議員は、選挙で選出された県民の代表として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼に応え、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、次に掲げる活動を原則行う。 議員は、責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとし、活動に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究を通じて、不断の自己研さんに努めるものとする。 (1) 議案の審議及び審査における会派を超えた議員間討議 (2) 政策過程に係る調査及び研究、政策立案ならびに政策提言 (4) 県政についての県民との意見交換ならびに説明責任を果たすこと	1	(記述済み) 議員の「責務」と「役割」をそれぞれの条文として、明確にしたものであり、同趣旨の内容を記述しております。
33	第12条 議員の役割	議員の役割に、「研修及び研究」とあるが、はっきりと「調査活動」と入れたい。	1	(記述済み) 第12条(2)に同趣旨の内容を記述しております。
34		下線部の修正を希望。 議員は、責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとし、活動に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究を通じて、不断の自己研さんを行い、その内容を迅速・正確に報告すること。	1	(その他) 自己研さんの成果については、第11条に規定しているとおり、議会活動を通じて県政に反映させるものと考えております。
35		「第3条 議会の役割」と対応している条項なので、表現を合わせるべきと考えます。また、(1)~(4)のすべてについて、県民への説明責任を負っていることを付記すべきと考えます。	1	(その他) 第3条は、機関としての役割を、第12条は個々の議員の役割を規定したものであるため、適切と考えております。 また、「県民への説明責任」については、第20条(広報の充実)及び第21条(会議等の公開等)において、同趣旨の内容を記述しております。
36	第13条 政治倫理	「政治倫理」の修正を希望。 議員は、県民の厳粛な信託を受けた代表であることを認識し、その地位による影響力を不正に悪用し自己の利益を図ることのないよう、良心と責任感を持って、県政に対する県民信頼に応えとともに、公正かつ県民と共に歩む、開かれた県政の発展に寄与することに専念しなければならない。	1	(記述済み) 同趣旨の内容を記述しております。
37	第14条 資産等の公開	下線部の修正を希望。 議員は、政治倫理に則り、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、その資産等を別(政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例)に定めるところにより、公開しなければならない。	1	(記述済み) 法令の規定上、一般的には「別に定める」等の表現が広く使われているため、適切なものと考えております。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
38	第15条 定数及び選挙区	下線部の修正を希望。 議会は、議員の定数および選挙区の設置について、県民の意志を県政に十分に反映できるよう、必要に応じて、適切な見直しを行う。	1	（記述済み） 同趣旨の内容を記述しております。
39	第16条 議員報酬等	下線部の修正を希望。 議員報酬は、 <u>県民からの負託に応えるための議員活動に対するものであることを深く認識する。</u> 第1項の次に次の1項を加える。 2 議員報酬の改定に当たっては、県政の現状や県民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定する。	2	（その他） 議員の責務等については、第11条～第13条において規定しており、県民からの負託に応えることと認識しております。 （その他） 議員報酬については、「山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、社会経済情勢等を勘案し、決定されております。
40	第17条 会派	下線部の修正を希望。 議員は、議会活動を円滑に <u>行うため</u> 、会派を結成することができる。 第1項の次に次の2項を加える。 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議を行う。 3 会派は、所属する議員の議会活動（県政の課題に関する調査、政策立案及び提言、研修等の実施）を支援する。	2	（その他） 県民意思を県政に反映させることも会派結成の目的と考えております。 （その他） 会派の活動は、多岐にわたるものであり、会派によって考え方も違うことから、条例では具体的な内容まで規定しておりません。
41		下線部の追加を希望。 議員は、議会活動及びその他の活動を円滑に行うこと及び県民意思を県政に効果的に反映させることを <u>最大の目的</u> として、会派を結成することができるものとする。	1	（記述済み） 同趣旨の内容を記述しております。
42	第18条 政務活動費	「政務活動費」の修正を希望。 議員又は会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行う。 2 議員又は会派は、政務活動費の用途基準に従い適正に使用し、常に県民に対して用途の公開による説明責任を負う。	1	（修正加筆等意見反映） 第1項については、同趣旨の内容を記述しております。 いただきましたご意見を参考に、「透明性の確保」の趣旨を加え、条文の修正を行って参ります。
43		政務活動費の項目に、用途を公開し、透明性を高める。と入れる。	1	（修正加筆等意見反映） いただきましたご意見を参考に、「透明性の確保」の趣旨を加え、条文の修正を行って参ります。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
44		<p>下線部の追加を希望。 政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため、別に定めるところにより、会派及び議員に交付されるものであるため、<u>使用目的及びその内容を公開するものとする。</u></p>	1	<p>（修正加筆等意見反映） 政務活動費については、「山梨県政務活動費の交付に関する条例」において「使途の透明性の確保」及び「収支報告書の閲覧」について規定しているところであり、 いただきましたご意見を参考に、「透明性の確保」の趣旨を加え、条文の修正を行って参ります。</p>
45		<p>「別に定めるところにより…」と書いてある事について 昨年全国いたる県で「私生活活動費」といわれる程、不正支出の議員だらけの状況であるのに、基本条例にしっかりと支出内容を公開することが明記されていない。「別に定めるところ」ではなく、基本条例に定めて下さい。</p>	1	<p>（修正加筆等意見反映） 政務活動費については、「山梨県政務活動費の交付に関する条例」において「使途の透明性の確保」及び「収支報告書の閲覧」について規定しているところであり、 いただきましたご意見を参考に、「透明性の確保」の趣旨を加え、条文の修正を行って参ります。</p>
46		<p>政務活動費「別に定める」では、全くダメ。しっかりと「透明性と公開性の確保」を入れる必要がある。税金の使い途に関しては益々県民の眼は厳しい。</p>	1	<p>（修正加筆等意見反映） 政務活動費については、「山梨県政務活動費の交付に関する条例」において「使途の透明性の確保」及び「収支報告書の閲覧」について規定しているところであり、 なお、法令の規定上、一般的には「別に定める」等の表現が広く使われているため、適切なものと考えております。 いただきましたご意見を参考に、「透明性の確保」の趣旨を加え、条文の修正を行って参ります。</p>
47		<p>素案は、率直に言って改革の意思を県民に伝えるものになっていません。 全国的に批判的になっていること、山梨県では、最高裁から、交付された金額の全面返済を命じる判決を下されたことなどに鑑みれば、「別に定めるところにより」の文言から、より踏み込んだ文章にすることが重要だと考えます。 以下提案です。 1 議員及び会派は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けた場合、証拠書類、報告等を県民が入手しやすい方法で公開することにより、その使途の透明性を確保するものとする。 2 政務活動費については別に条例に定めるものとする。</p>	1	<p>（修正加筆等意見反映） 政務活動費については、「山梨県政務活動費の交付に関する条例」において「使途の透明性の確保」及び「収支報告書の閲覧」について規定しているところであり、 いただきましたご意見を参考に、「透明性の確保」の趣旨を加え、条文の修正を行って参ります。</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
48	第19条 県民参加の 推進	下線部の修正を希望。 (1) 委員会の運営に当たっての公聴会及び参考人の制度活用 (2) 提出された請願及び陳情を県民による政策提案として受け止めた誠実な活用 (3) <u>県民への報告と意見交換の場として、議会報告会及び意見交換会を年1回以上行う。</u>	1	(その他) 公聴会、参考人の制度活用については、より詳細な審議を行える委員会での活用を想定しております。 その他については、趣旨の内容を記述しております。
49		県民参加の推進 2項「提出された請願及び陳情を県民による政策提言ととらえた誠実な処理」を行う以上、発言保障の機会を謳うべきである。（請願人及び請願推薦議員）	1	(その他) 請願及び陳情については、山梨県議会会議規則において、委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができることとしております。
50	第20条 広報の充実	下線部の修正を希望。 (4) <u>広報媒体の簡略化</u> 2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報を行う。	1	(その他) 広報については、多様な媒体を活用するとともに、その充実を図ることにより、わかりやすいものとなるよう努めて参ります。
51		「本会議の」と限定しているのは趣旨に反していると考えます。原則的にすべての会議を対象とすべきと考えます。	1	(修正加筆等意見反映) いただきましたご意見を参考に、「本会議」を「本会議等」とし、条文の修正を行って参ります。
52	第21条 会議等の公開等	下線部の修正を希望。 2 議会は、 <u>県民が本会議・委員会等を傍聴するにあたり、審議資料を原則配布する。</u>	1	(その他) 資料については、可能な限り配布して参ります。
53		「会議等」のところに()し第5条の「本会議、委員会」の言葉を入れて明確にする。	1	(記述済み) 第5条において、「会議等」とは、本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場のことを指し「以下同じ」と規定しております。法令の規定上、一般的にはこのような表現が広く使われております。
54	第22条 意見の公募	下線部の修正を希望。 議長は、議員または委員会が県の政策に関する条例の立案をする際は、当該議員または委員会の申し出に基づき、あらかじめ、当該条例の案およびこれに関連する資料を公表し、広く県民の意見を求める。 2 議員および委員会は、条例を立案する際、 <u>意見公聴会で提出された意見を十分に考慮する。</u> 第2項の次に次の1項を加える。 3 意見公聴会の質疑・意見等は、一問一答方式などの意見交換型の方式を用いる。	2	(その他) 第22条は、パブリック・コメントについての一連の流れを規定したものであります。 (その他) 第22条は、パブリック・コメントについての一連の流れを規定したものであります。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
55		この条項は、資料の公表と意見の公募といういずれも重要なことがらを扱っているの で、2つに分けたほうがよいと考えます。 資料の公表については、条例の立案に限定せず、原則として関連するすべての資料とすべきと考えます。議員の質問内容も公表すべきと考えます。	1	（その他） 第22条は、パブリック・コメントについての一連の流れを規定したものであります。
56	第23条 県民との意見交換	下線部の修正を希望。 議会は、県政の課題に関する情報収集や政策立案の充実のため、幅広い年齢層の県民と年1回以上、意見交換会を通じて、議員と共に県政の進展に貢献する。	1	（その他） 表現に相違はありますが、同趣旨の内容を記述しております。
57	第24条 知事等との関係の基本原則	下線部の修正を希望。 議会は、二元代表制の下、議決権のある議会と執行権のある知事等との機能の違いを明確にし、知事等の役割を尊重しつつ、常に緊張ある関係を保ちながら、最良の意思決定を導き、県政および県民の暮らしの向上に貢献する。	1	（記述済み） 表現に相違はありますが、同趣旨の内容を記述しております。
58	第25条 監視及び評価	下線部の修正を希望。 議会は、知事等の事務の執行が、適切かつ公平に、及び効率性をもって行われているかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合は、知事等に対し適切な措置又は対応を講ずるよう求める。 第1項の次に次の4項を加える。 2 議会は、知事が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下、重要な政策等）について、次の項目に即した説明を求める。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における県民の意見公聴会等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行う。 4 議会は、知事が予算を調整した時または、重要な政策等を変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求める。 5 知事等は、前項（2、4項）の求めに対し、速やかにその対応に努めなければならない。	2	（修正加筆等意見反映） いただきましたご意見を参考に、「適正かつ公平に、及び効率性をもって」を「適正かつ効率的に」とし、条文の修正を行って参ります。 （その他） 知事が提案する総合計画の取り扱いについては、「山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例」において、同趣旨の内容を規定しております。
59	第26条 政策の立案及び提言	第2項の次に次の1項を加える。 3 議員提案による条例又は議会による政策立案及び提言は、県民の意見を反映すべく、県民の意見公聴会や意見交換会等の活用を講ずる。	1	（記述済み） 第19条に同趣旨の内容を記述しております。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
60		下線部の修正を希望。 2 議員提案による条例又は議会による政策提言を検討するため、それぞれ、議員で構成する組織を設置し、その内容についてP D C Aサイクルを機能させる。	1	（その他） 検証機能を持った政策立案調整会議が設置されており、既にP D C Aサイクルが機能しております。
61	第29条 議会改革の推進と検討組織の設置等	第2項の次に次の1項を加える。 3 議会は、県民に明瞭な議会運営を行うため、山梨県議会会議規則、山梨県議会委員会条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直す。	1	（その他） 条例、規則については、必要に応じて見直しを行っております。
62		2 「二年ごとに検討組織」は毎年継続的にとしたい。	1	（反映困難） 必要に応じて議会改革検討協議会等において検証を行い、その結果を公表することとしております。
63		前半の「議会は～取り組むものとする。」は精神論でこの場所にふさわしくないので、削除してよいと考えます。 第2項の検討組織は二年ごとでなく常置すべきと考えます。また検討組織というあいまいな呼び名でなく、三重県議会基本条例で謳っている「議会改革推進会議」のような名称を規定すべきと考えます。したがって、「二年ごとに検討組織を設置するものとし、」を「議会改革推進会議を常置して継続的に取り組み、」に変えたらどうかと考えます。	1	（反映困難） 前半部分については、県議会として議会改革に取り組む姿勢を規定したものであり、必要なものと考えております。 必要に応じて議会改革検討協議会等において検証を行い、その結果を公表することとしております。
64	第30条 議会事務局	下線部の修正を希望。 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施、 知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能の向上に資するため、 議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を行う。 第2項の次に次の1項を加える。 3 議長含むすべての議員は、事務局長またその他の職員がその立場による影響力を不正に悪用し自己の利益を図ることのない職務を全うするため、議会事務局の自律性を尊重する。	2	（修正加筆等意見反映） 表現をよりわかりやすいものとするため、いただきましたご意見のとおり修正を行って参ります。 （その他） 第13条、第30条第2項において、議員の政治倫理と職員の公正、公平な倫理意識の徹底について規定しております。
65		条文の2に、下記のように文言を加えていただきたい。 事務局の現状が、議員を下支えすることに重きが置かれている印象を強く受けるからです。 「職員の県民の負託に応えるための公正、公平な倫理意識の徹底を期するものとする。」	1	（その他） 県民の奉仕者として、公正、公平な倫理意識の徹底も含むものと考えております。
66	第31条 議会図書室	下線部の修正を希望。 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実を図る。 第1項の次に次の2項を加える。 2 議会は、議会図書室の県民による利用を積極的に推進するものとし、本会議・委員会等の議事録を閲覧可能にする。 3 議会図書室の管理については、山梨県議会図書室規程に定める。	2	（記述済み） 表現に相違はありますが、同趣旨の内容を記述しております。 （その他） 議会図書室の管理運営については、山梨県議会図書室規程に定められております。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
67		下線部の修正を希望。 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努め、積極的な利用を推進する。	1	（その他） 議会図書室の管理運営については、山梨県議会図書室規程に定められているところであります。
68	第33条 条例の見直し	下線部の修正を希望。 議会は、社会情勢の変化等により、条例の見直しが必要と認めるとき及び県民からの要望があったとき、この条例について2年ごとに検討組織を設置し、その検証結果を公表する。	1	（修正加筆等意見反映） 条例の見直しについては、いただきましたご意見を踏まえ、「県民の意見」を加えることとし、条文の修正を行って参ります。 また、条例の見直しについては、常設の機関として議会改革検討協議会があることから、必要に応じ、随時、見直しを行って参ります。
69		条例の見直しの背景として社会情勢の変化だけをあげていますが、加えて「県民の意見」も勘案する必要があると考えます。	1	（修正加筆等意見反映） いただきましたご意見を踏まえ、「県民の意見」を加えることとし、条文の修正を行って参ります。
70		他県のこの項の記述を参照すると「県民の意見及び社会情勢の変化等により」が圧倒的に多い。 素案では、「県民の意見」を反映することになっていません。 中間報告案への意見聴取会の時、「議会のルールは議会自身で決めるべきであって、県民は自分たちが選んだ議員に任せればいい。」などと述べる方がいましたが、耳を疑いました。そもそも地方自治についての認識がないのではないのでしょうか。万が一にもそのように考える議員はおられないと思いますが、ならば、議長案にあった「県民の意見」云々を削除する理由は全くないと考えます。 お考え直しを切にお願いするものです。	1	（修正加筆等意見反映） いただきましたご意見を踏まえ、「県民の意見」を加えることとし、条文の修正を行って参ります。
71	新規	第1条の次に「実質的最高規範性」を加える。 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る。	1	（記述済み） 第32条（他の条例等との関係）において、同趣旨の内容を記述しております。
72	新規	第3条の次に「議決事件」を加える。 議会の議決事件は、地方自治法第96条第2項の規定により、県政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止等とする	1	（その他） 知事が提案する総合計画の取り扱いについては、「山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例」で同趣旨の内容を記述しております。
73	新規	第27条の次に「知事等による反問権」を加える。 知事等は、本会議又は委員会における一問一答方式の質問及び質疑に対して、質問の趣旨を確認するとともに、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問権として意見を述べるができる。	1	（反映困難） 反問権を規定することについては、現時点では議会内での意見集約が困難であるため、今後の検討課題とさせていただきます。

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
74	新規	<p>新たに「議員間討議の拡大」として章を立て、次の1条を加える。</p> <p>第 条 議員間討議の拡大 議会は、議員間討議を中心とした運営を行う。その際、会派を超えた討議や県民との討議も行う。</p> <p>2 議員間討議においては、論点を明確化し結論につながる議論を行う。</p> <p>3 議会は、前2項の議員間討議を通じ、条例、意見書等の議案提出を積極的に行う。</p>	1	<p>（記述済み）</p> <p>第5条第2項に規定しております「議員相互の活発な議論喚起」と同趣旨の内容と考えております。</p>
75	新規	<p>「文書による質問」条項の新設 質問の機会が少なすぎるという話をよく聞きます。</p> <p>議員としての責務を果たすべき機会が十分に与えられていないということであり、議会運営における重大な欠陥であると考えます。</p> <p>演壇での質問時間には限りがあるので、三重県議会基本条例にあるような「文書による質問」を取り入れ、次のように規定したらどうかと考えます。</p> <p>（文書による質問） 第〇〇条 議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。</p> <p>2 前項の質問は、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第一項の文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。</p>	1	<p>（反映困難）</p> <p>質疑質問については、議員間の申し合わせにより決めております。</p>
76	新規	<p>「議会報告会」条項の新設について</p> <p>「第4章 県民と議会との関係」では、具体的の方策として「第19条 県民参加の推進」「第20条 広報の充実」「第21条 会議等の公開等」「第22条 意見の公募」「第23条 県民との意見交換」をあげていますが、どれも具体的な手法についての言及がなく意気込みが感じられません。</p> <p>2010年1月に東京財団政策研究部がまとめた「議会基本条例-東京財団モデル」では、議会基本条例の必須要件を3つあげていますが、その筆頭に「議会報告会」をあげています。</p> <p>議会が各地域に出向き、政策決定過程について議会として説明責任を果たすというもので、個々の議員でなく、議会全体として受け止めるという点です。ぜひこうした規定を取り入れてほしいと考えます。</p>	1	<p>（反映困難）</p> <p>第4章に規定した趣旨を踏まえた中で、議会としての説明責任を十分果たせるよう努めて参ります。</p>

パブリック・コメントに対する県議会の考え方（議会基本条例案検討委員会案）

	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
77	新規	<p>「反問権及び反論権」条項の新設について議員は執行部に質問や再質問ができますが、首長や執行部は議員に質問の根拠や趣旨、考え方を問い返すことができません。これでは議論が活発化できないだけでなく、議論がかみ合わなくなる恐れがあります。</p> <p>首長や執行部から、議員に対して、質問の根拠や趣旨、考え方を問い返したり（反問権）、条例の提案、議案の修正、決議等に対して反対の意見を述べる（反論権）ことを認めることにすれば、議論がかみ合ってくるのが期待できます。</p> <p>これにより、首長や執行部にとっては、議員の質問内容を確認することができ、的確な答弁が可能になるというメリットがあり、議員にとっても、反問や反論に応えられるように、よく勉強するようになるというメリットがあり、双方に有効と考えます。</p> <p>議会基本条例を全国ではじめて制定した北海道栗山町の議会基本条例では、反問権について次のように規定しています。見習う価値があると考えます。</p> <p>第4章 町長と議会の関係 （町長等と議会及び議員の関係）</p> <p>第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。</p> <p>2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>	1	<p>（反映困難）</p> <p>反問権及び反論権を規定することについては、現時点では議会内での意見集約が困難であるため、今後の検討課題とさせていただきます。</p>